

令和元年11月20日（水）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第18回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許庁審査第一部長挨拶	1
3. 委員の出欠確認	2
4. 配布資料確認	2
5. 審議の進め方について	3
6. 前回検討を行った意匠審査基準改訂案について	3
7. 令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化等のための その他の検討項目について	15
8. 複数意匠一括出願について	25
9. 意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ	27
10. 今後の予定	33
11. 開 会	34

開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第18回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以降の議事進行を黒田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

特許庁審査第一部長挨拶

○黒田座長 最初に特許庁を代表して、谷山審査第一部長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○谷山審査第一部長 11月に審査第一部長に着任いたしました谷山と申します。皆様お忙しい中、ありがとうございます。

今回のこのワーキンググループで議論されております意匠の保護の拡大や関連意匠制度の拡充につきましては、今月の初めに政令が公布されまして、来年4月に施行となりました。あと4カ月半という時期になっておりますけれども、これまで数多くの論点につきまして、皆様からの御意見を頂戴しながら議論を進めてまいりました。この点、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回のワーキンググループでは、残された論点について、まず御議論をいただいた上で、議論がまとまるようであれば、報告書の案についても議論を進めたいと思っております。デザイナーの皆さんの知的創作活動の成果をきちんと保護していった、競争力の向上につながるしていきたいと私どもも思っておりますので、この議論をしていただいている基準、いいものをつくりたいと思っております。また今回もぜひ、忌憚のない御意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○黒田座長 ありがとうございます。

委員の出欠確認

配布資料確認

○黒田座長 それでは、事務局から委員の出欠と配布資料の確認をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 本日は前回同様、ワーキンググループの全委員の先生方に御出席いただいております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布しておりますけれども、それ以外の資料につきましてはタブレットでごらんいただくことといたしました。

カバーを開いていただきますと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。

左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。操作でお困りになられた場合は手を挙げて合図をしていただければ、今、手を挙げております者が対応いたしますのでよろしく願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきたいと思います。01から番号を打っておりますが、資料01が議事次第・配布資料一覧、02が委員名簿、03から14-2と番号がついておりまして、資料1から資料12の別紙までのデータとなっております。資料15から17が参考資料1から3のデータとなっております。資料14-2もお入れいたしますと、全部で18の資料となっております。よろしいでしょうか。

それからもう1点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言のときにはお手元のマイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。また、本会議は原則として公開させていただきます。配布資料・議事要旨及び議事録も原則として公開させていただきます。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするかどうかにつきましては御判断は座長に御一任するものといたします。

○黒田座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御異議はありますか。

ありがとうございました。

審議の進め方について

○黒田座長 それでは次の議題に移りますが、その前に本日の審議の進め方についてお伝えしたいと思います。

本日は議題も多いことから、全ての議題について議論を進めるため、おおよその時間の目安をお伝えさせていただきます。各議題で予定時間内に議論が収束しない場合のように、引き続き審議をしたほうがよいと考えられる議題が残る場合については、予備日とさせていただきます。いただいていた回を開催し、継続して議論する時間を設けさせていただきます。

前回検討を行った意匠審査基準改訂案について

○黒田座長 それではまず、議事次第2. 「前回検討を行った意匠審査基準改訂案について」でございます。この議題は質疑応答も含めて30分ほどを予定しています。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、前回御審議いただきました意匠審査基準改訂案の修正案について御説明させていただきます。冒頭に03と番号がついている資料1をお開きください。

前回の第17回意匠審査基準ワーキンググループにおきましては、建築物・画像・内装・組物の意匠、それから一意匠一出願の審査の基準案について御審議をいただきました。前回の意匠審査基準ワーキンググループでの御議論と、この間のユーザーの皆様方、委員の先生方との意見交換におきまして、いただきました御意見や御指摘に則しまして、前回御審議いただいた改訂基準案の修正案を作成しております。こちらの資料は、それらの中から主な修正点を要約した御説明の資料となっております。

なお、資料2から6につきましては、それぞれの基準案について、今回の修正点を見え消しで表示したものとなっております。

それでは、本日は多くの議題が予定されておりますので、要点を中心に御説明をさせていただきます。

まず、建築物の意匠に係る基準案についてでございます。一番左の欄に項番を振ってございますけれども、改訂点の1点目、意匠審査基準中の項番で申しますと4.3の「建築物

又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」についてでございます。

こちらは建築物の意匠として出願されたものの中に、人工構造物に該当するものに加えて、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいる場合の取り扱いについて記載した箇所となっております。前回のワーキンググループで御検討いただきました案について、その後、「もう少し柔軟に自然物を含めることができるようにすべきではないか」という御意見をいただきました次第です。

そこで、建築物の意匠の創作実態に、より則した運用となりますよう修正を行っております。修正案を拝読いたしますと、「審査官は、社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。」との物品に関する記載に続きまして、「植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。」との記載を追加しております。

また、<建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例>の④といたしまして、「建築物に付随する範囲のものと判断される植物や石等の自然物」との項目を新たに設けさせていただきました。例といたしまして、「建築物の外壁に固定したグリーンウォール、建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物、家屋とそれに付随する門柱との間に植えた立木、ホテルに付随する前庭の植物」を例示とさせていただきます。

項番2は、先ほどの項目で自然物等を建築物の意匠の一部を構成するものと明記したこととの関係で修正した箇所となります。修正後は、先ほどの項番1の修正内容に則した形といたしまして、「審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、本章4.3において建築物の意匠の一部を構成すると記載したもの以外の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う」との記載としております。

また、明確化のため、なお書きといたしまして、「意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載または図面等の描き分けにより、建築物の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない」と記載をしております。

3ページの項番3は、自然物等の取り扱いについて記載した箇所の修正となります。先

ほどの項番1は、出願されたものの中に人工構造物がまず明記されておりまして、それに加える形で自然物が付加的にあらわされている場合の取り扱いについて明記した箇所でございます。

こちらの項番3は、出願されたものが、そもそも建築物の意匠への該当性を満たしているかどうか、意匠法上の意匠に該当するかどうかについて審査をする際の判断手法を記載した箇所となります。出願されたものの中に人工構造物が何も入っておらず、自然物等のみがあらわされている場合は、意匠法上の建築物の意匠に該当しない旨を記載しております。また、「意匠登録を受けようとする部分に自然物のみが表されているという場合にも、出願されたものの全てが自然物である場合と同様に、建築物の意匠には該当しないと判断する」との記載を加えております。

項番4は、自然物の審査上の取り扱いを明確化するために新設した項目となっております。新規性要件にかかわる先行意匠と出願された意匠との類否判断における評価についてでございます。拝読いたしますが、「意匠の類否判断において、建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する」と記載しております。

項番5は、同様に創作非容易性の判断における自然物の取り扱いを明確化するために設けた項目となります。こちらでも先ほどと同様に、自然物の枝葉の形そのものについては評価の対象とはいたしません。人工構造物との位置関係や意匠全体の構成につきましては、その造形的な特徴を意匠の創作として評価するとしております。

項番6は、「建築物の意匠の場合の類否判断の判断主体を基準上明記すべき」との御要望をいただきましたことに則しまして、項目を新設いたしました。「物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）」と記載しました上で、「例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられ、また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。」と記載しております。

項番7は、建築物の意匠の開示方法について記載していた箇所でございます。建築物の

意匠に特化した図の表示の記載例をふやす形の修正を行っております。

項番8は、土地の説明をしていた箇所でございますが、不要と考えられる記載を一部削除しております。また、定着物につきましては、「任意に動かすことができない」との記載をしておりましたけれども、「継続的に土地に固定して使用され」というところで、動かすことができないことは明確となっておりますので、重ねての記載は削除をいたしました。

以上が、建築物関連の修正点となります。

続いて、内装の意匠の修正箇所について御説明させていただきたいと思っております。まず1つ目の項目は、意匠に係る物品の欄の記載として、適切なものの例の一部を修正しております。さまざまな用途が想定される施設につきましては、一部記載を、より詳細にするなどの修正を行っております。

2つ目の項目は、先ほど建築物の意匠のところ、自然物の取り扱いについて修正を行いましたことに則した修正事項となっております。内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合につきましては、内装の意匠に含まれる建築物の一部を構成するものであるときには、内装の意匠を構成するものとして取り扱うとの旨を明記しております。

次は、7ページの中ほどの枠の中の下線を引いた箇所の記載を加えております。「意匠法上の意匠に該当しないもの」との記載の下に括弧書きで、（ただし、以下の例に該当するものであっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものは建築物の意匠の一部を構成する。）と記載しております。

枠の下にも同様の趣旨の記載を明記することといたしました。

項番3でございますが、建築物の場合と同様に、内装の意匠に自然物等が含まれる場合の、類否判断上の取り扱いを記載しております。

同様に項番4におきましては、創作非容易性要件の判断上の取り扱いを記載しております。

項番5は、先ほどの建築物の場合と同様の趣旨で、こちらにも新たに類否判断の判断主体を記載しております。

項番6は、内装の意匠同士の類否判断をする場合についての用途及び機能の類似性の判断指針の項目でございます。ユーザーの皆様から、「内装の意匠同士の場合は原則用途及び機能に共通性があり、全て類似と判断するのであれば、その旨、基準上に明記してはい

かがか」との御指摘をいただきましたので、そのような形で修正をしております。

ここまでが内装意匠でございますが、続きまして、画像の意匠に関する事項でございます。項番1は、画像の意匠として出願されたものが、意匠法上の画像の意匠を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものでなければならぬ旨を基準上明記したものでございます。こちらの方向性とするにつきましては、前回、皆様に御賛同をいただいていた次第でございます。

項番2は、事例の意匠に係る物品の欄の記載ぶりの修正でございます。修正前は「監視機器用操作画像」という記載をしておりましたが、「「操作画像」との記載は、全ての操作画像を含むのではないかとの誤解が生じるおそれがある」との御意見をいただきましたため、「監視機器制御用画像」と修正をしております。

項番3も同じ趣旨による修正となります。

項番4は、物品の一部に画像を含む意匠の事例だったものを、画像意匠の事例に変更させていただくとともに、タイトルと説明文から「物品の」との記載を削除いたしました。

項番5は、物品の部分に画像を含む意匠の例としておりましたものを、画像の意匠の出願の例に改めております。

項番6は装飾について、下方に3行ほど記載をしておりましたが、こちらを削除する修正を行っております。

項番7は、複数の事例を挙げていたのですが、「かえってわかりにくいのではないか」という御指摘もいただきましたため、一部を削除いたしました。

項番8は、出願の意匠の意匠に係る物品の欄の記載を修正しております。

ここまでが、画像についての変更点でございます。

続きまして、組物の意匠についてでございます。こちらは、事例のうち幾つかのものが図面がやや不鮮明で見えにくいという状況になっておりましたので、新たな事例に差しかえております。

最後に、一意匠一出願関連についてでございます。(2)の一の物品等と判断するものの例に挙げていた事例の、意匠に係る物品の欄の記載につきまして、皆様から御要望に応じて、より一般的な事例となりますように、「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」という記載に修正しております。

私からの説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いします。なお、本日は多くの議題を予定していますので、できるだけ簡潔に御質問いただくよう、よろしくお願いします。

どうぞ。

○林委員 ひょっとしますとここでお伺いしないほうがいいのかもかもしれないのですが、本日主な修正・変更点ということでいただいた資料1の中に記載がないものの、直近にお送りいただいた審査基準案の中で変更が加えられている箇所があるので、ここでお伺いしてもいいですか。

○下村意匠審査基準室長 資料1には主なものしか載せておりませんので、細々としたところは、こちらの資料をごらんになって御意見をいただければと思います。

○林委員 審査基準はなるべくシンプルな内容でということを目指していらっしゃるというのは理解しているのですが、画像意匠の審査基準の資料4の34ページの6.1.3の2段落目の「また」以降がごっそり削除されているように思います。この削除されている部分に対応する箇所が資料12の44ページにあって、そこでは審査基準に記載するというようなことが書いてあると思うのですが——資料が多過ぎて私が全部確認できていないだけかもしれませんが、削除されている箇所はどこかに移動されたのか、それとも報告書の内容をもってこの点は充足するとお考えなのか、それとも別の、例えばガイドライン等で対応されるのか、御確認いただいてよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 こちらは誤りで削除してしまったものと思われれます。申し訳ございません。

○林委員 残りますか。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○林委員 では、記載の復活をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 承知しました。

○林委員 それだけです。

○黒田座長 ありがとうございます。ほかに。

お願いします。

○青木委員 1点お尋ねしたいのですが、今回の改訂で建築物のほうには若干自然物が含まれ得ると。もちろん、非常に慎重な書かれ方をされていて、それ自体は保護の対象では

ないことを前提に、しかし、位置関係等では影響を与えるというお話をされていたかと思
います。一方で通常の物品では、例えばプランターに草が植わっているというものを出願
してきたら、恐らく拒絶されるのではないかと思うのですが、建築物のほうで考慮をして、
普通の物品のほうでは考慮しないというのは、どういう説明で区別されるおつもりかを御
教示いただけますか。

○下村意匠審査基準室長 意匠の主たる構成部分が自然物である場合には、自然物の形状
等は自然の造形であってその方の創作ではないということもございまして、現状では、植
物を素材として使用したのではなく、その形状等自体を意匠登録を受けようとする意匠の
主たる内容としたものを、物品としてご出願いただいたとしても、意匠法上の意匠を構成
しないものとして拒絶になっている次第です。他方、建築物の意匠の場合は、前提として
人工構造物がまずあって、それを装飾する素材のような形で自然物が使われるということ
が、創作の実態としてよくあるということで、この間に実施させていただいたアンケート
でも、皆様からそういった御意見をいただきました次第です。ですので、建築物の持つこ
のような特性に照らしまして、建築物の意匠の場合は、自然物を一部、建築物の意匠を構
成するものと扱っていきたいという趣旨で、このような基準案となっております。

○青木委員 物品と建築物で区別できるだろうという御趣旨ですかね。わかりました。

それから、これは私が見落としていたかもしれないので申しわけないのですが、今、お
配りいただいた資料の5ページの一番上の、建築物の需要者の視点、判断主体の話のとこ
ろで、基本的には施主というか所有者などが需要者だと。しかし、商業施設の場合にはテ
ナントや、あるいは客の利便性等も考えるだろうということ自体はそのとおりにかなと思
うのですが、「当該利用者等の視点が含まれる」というふうに、「含まれる」なので、
いいといえばいいんですけども。

恐らく、幾つかの裁判例ではギリギリ手前でおさえていて、お客さんの視点を入れない
ような形で書いているようなこともあったような気がしたので。需要者は誰かという話と、
どういう視点が含まれるかというのは、ある種ふわっと書かれているのだと思うのですが、
一応、念のためにそのあたりの整理をお聞かせいただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 これは需要者が複数人いることを前提として記載しているところ
ではございませんで、あくまでお一人の方を想定しているのですが、例えば建築物の意
匠が複合施設のような大型のものになってきますと、施主さんが直接その施設を使うとい
うことはないのかもしれないのですが、その場合、まず施主さんとして、そのビルがどの

ように見えるのかも気にされるでしょうし、エンドユーザーの方が使いやすいかどうかというところも考慮して、その方がデザインを決定されるということがあるかと思います。ですので、たとえ、施主さんが需要者となられたときにも、必ずエンドユーザーの方の視点も考慮されてその意匠を観察するであろうという前提で、こちらの記載はこのような書きぶりとなっております。

○青木委員 承知しました。

○黒田座長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○林委員 追加で御質問よろしいでしょうか。引き続き、画像の審査基準のところですけども、以前、このワーキングで画像の審査基準の改訂案について議論させていただいたときに、要約資料の中で、今回新たに保護対象になり得るものとしてVRなどがあるということで、VRを出願したときの例を挙げていただいていたと思います。それが今回の審査基準案の中には登場してこないと思うのですが、ガイドラインやQ&Aなどでは挙げていただける御予定でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 以前に挙げておりました例の一つが、画像の審査基準の9ページの<立体的な画像の出願例>のところがございます。こちらは複数挙げておりました例の中に入っていたかと思うのですが、審査基準におきましては、全体のボリュームを考えまして、沢山の事例を基準上に載せると枚数がかさんでしまうということで一つに絞ったために、VRの画像は落とさせていただきました次第です。ただ、VRの画像の例も、との御要望をただ今いただきましたので、これから図面の記載の手引等をつくってまいります。そちらにはそういった事例も盛り込んでまいりたいと思います。

○林委員 こちらに関心のある方は結構多いようですので、ぜひ、お願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 はい、承知いたしました。

○林委員 あともう一つ、素朴な疑問なのですが、こちらの7ページで、意匠に係る物品の記載方法を明示いただいておりますが、外国から入ってくるものの中に、単に「GUI」と書いてある出願が結構多いと思うんですね。それはこの基準に照らしますと、どんな扱いになる予定でしょうか。今、「何とか用画像」ですとか「何とか用GUI」というのが推奨されていると思うのですが、これは単に「GUI」だと、やはり拒絶になってしまうのですか。

○下村意匠審査基準室長 こちらは基準案の30ページから31ページをごらんいただければ

ばと思うのですが、先生が御指摘下さいましたように外国から入ってきますものと「G U I」との記載が大変多いということに照らしまして、「G U I」と書いていただいた場合は、「画像」と書かれたときよりも、より対象を絞った形になっていまして、何らかの操作の画像か表示の画像と記載されているに等しいと考えられますので、31 ページの一番上の行に書かせていただきましたように、「G U I」と記載していただいた場合でありましても、この記載のみをもって、意匠が不明確といった形の拒絶理由を打つということは考えておりません。

○林委員 こちらの確認不足で失礼しました。

○下村意匠審査基準室長 いえ、とんでもないです。

○林委員 ありがとうございます。

以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。

建築物の審査基準案の中、今の資料には書いていないところでございますけれども、まず一つには、「「意匠に係る物品」の欄の記載」ということで5.1にあるのですが、前々回の御説明で、「物品、建築物、画像を総称して物品等と言う」というお答えをいただいていると思うのですが、願書の記載は「物品」のままでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。今回、物品の意匠に加えて、新たな保護対象として建築物、それから画像が意匠の保護対象となりましたことから、本来でしたら「意匠に係る物品」の欄に建築物や画像の用途を記載していただくことはわかりにくいのかもしれないのですが、願書のこの欄の記載を変更するということになると、これはシステムと直結しているため莫大な費用と時間がかかってしまうということもございますので、この欄の名称はこのままとさせていただきます次第です。ユーザーの皆様には、この欄に建築物の場合でしたら、その用途を書いてくださいという形で御案内をさせていただきたいと思っております。

○柏瀬委員 お書きになる方がお間違えにならないように、そういった記載をしていただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 はい、承知致しました。ガイドライン等で御案内してまいりたいと思います。

○柏瀬委員 続けて質問よろしいでしょうか。

○黒田座長 お願いします。

○柏瀬委員 建築物に投影されるものでございますが、審査基準によりますと照明による光と、プロジェクターなどで投影される模様と、それから意匠法の画像と、3種類があると思うのですが、これらは全て建築物の外壁、あるいは内壁、天井などに投影された場合は、全て意匠を構成すると認識しておりますけれども、それでよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、お間違いございません。こちらの今の審査基準案ですと4.6のところ、「照明器具の場合につきましては附属物等があるときには、それも含めた建築物の外方から照射されたものも含みます」と記載しておりますので、照明や模様につきましても同様に考えていきたいと思っております。基準上、そこが今、不明確であるということでしたら記載を追加して、そこも含み得ることを明確化したいと思っております。

○柏瀬委員 「画像」だけの記載ですと、ごらんになった方が、映された模様なども含めて考えてしまうことがあるのかなと思っておりますので、そこは明確に書き分けていただきたいと考えます。

確認でございますが、建築物の内部で、壁とそこに何か映されたといまして、それが意匠法上の画像だったら内装の出願としてOKということでございますね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。

○柏瀬委員 それが例えば意匠法上の画像でなく、模様などであった場合には、それは一物品しかないということで意匠法上の内装ではないということになりますね。

○下村意匠審査基準室長 建築物の模様と考えられます。

○柏瀬委員 建築物の模様ですので、建築物しかないという判断ということよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。他に他の物品や画像が含まれていないのであれば、おっしゃるとおりです。

○柏瀬委員 はい、わかりました。

さらによろしいですか。拒絶対応についてでございますが、内装のほうは補正分割の説明を数ページにわたって記載していただいているのですが、建築物のほうにその記載がないものですから、そういったことを書いていただいたほうがよろしいのかなと思っております。

確認でございますが、建築物で、例えば一意匠でないという拒絶が来た場合に、内部でしたら内装にするという補正、それから分割するということ、それから、例えばテーブル

などが入っていた場合にそれを除外するという補正、あるいは組物にする、この全てがOKですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、補正が可能な範囲は意匠の同一性が認められる範囲となりますので、意匠の要旨を変更しない限りにおいては補正が可能です。典型的な例では、例えばオフィスアクションで一意匠と思われて出願されたものが、審査官が見ますと2つの意匠が入っていたというときには分割していただくことも可能です。ただ、もともとそれを含んでも、一意匠と認められているものを無理に分割するという事は認められないのですが、典型的に補正が可能なケースもあると思いますので、今いただいた御指摘に則しまして、建築物のほうにも分割ですとか補正等につきましての記載を加えたいと思います。

○柏瀬委員 建築物の内部にテーブルなどが置かれていた場合、組物に付する補正はOKですか。建築物とテーブルに意匠の統一性があつたとしたら。

○下村意匠審査基準室長 組物に補正されるとした場合は、什器等の位置関係が含まれないこととなります。従いまして、もとの出願の願書や図面等の描かれ方にもよると思うんですけれども、什器等の配置もその意匠の創作の内容であり、そのような配置も含めて意匠登録を受けようとする意図があることが明らかな形で開示がなされている場合ですと、内装の意匠への補正は考えられるとしても、組物の意匠に補正をしていただくことは難しいケースも考えられるかと思えます。

○柏瀬委員 でも、あり得るということですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。例えば建築物と什器とが、ばらばらに図面等に表されている、といったケースではあり得ると思います。

○柏瀬委員 それともう一つ確認でございますが、意匠の説明に、ここは除外するという補正をすることは可能ですか。建築物の内部にテーブルが1つあつた場合、建築物ではないので、一意匠ではないという拒絶理由が来ると思うのですが、これに関して、テーブルは除外するという補正をすることは可能ですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、多意匠との認定を受けましたものにつきましては、分割するという対応ができますし、あるいは分割に代えて、余分なものを削除補正することも可能です。

○柏瀬委員 ありがとうございます。

○下村意匠審査基準室長 この分割や補正の対応につきましては、今の御指摘を踏まえ

まして、記載を加えて明確化を図りたいと思います。

○柏瀬委員 もう一つだけよろしいですか。

○黒田座長 どうぞ。

○柏瀬委員 内装でございますが、内装の意匠は部分意匠も可能と伺っております。内装の場合、例えば床とテーブルが1つあって、テーブルを全部権利範囲外とする点線にするといった出し方も可能ですか。実際には床だけになってしまいますけれども。

○下村意匠審査基準室長 「二以上の物品等であること」という要件は、破線も含めて考えたいと思っておりますので、それでも「二以上の物品等から構成される」というところは、要件を満たしていると考えられます。

その場合、あとは統一性要件が満たされるかどうかという問題となろうかと思います。

○柏瀬委員 わかりました。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○堀越委員 堀越です。

組物の意匠についてですが、組物というのは詰め合わせのセットのようなものを想定しているのですが、内容物、構成物品等配置とあると思うのですが、どちらも権利範囲と考えてよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 組物の意匠につきましては、原則配置の要素は含まれていないと考えられます。

○堀越委員 配置に意味がある場合、例えば特徴記載書に主観的意図として、あえてこういう配置にしたということが書いてある場合はいかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 特徴記載書は、出願人の主観的意図を記載していただくもので、意匠の認定の基礎とはしない位置づけのものです。ですので、そのような記載があった場合、審査官は恐らくそれを組物の意匠の統一性要件のところでは評価の参考とさせていただくことになるかと思うんですね。組物の意匠の基準案として提示させていただいている事例の中にも、配置された場合の統一的な態様を考慮した事例を入れています。ただし、配置そのものについては、たとえ特徴記載書に書いていただいたとしても、直接的な意匠の構成要素にはなっていないと考えられます。

○堀越委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、改訂審査基準案の内容につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料1において整理した方向性に沿って検討を進めていくことにいたします。事務局におかれましては、いただいた御意見を踏まえた資料の修正をお願いします。

令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化等のための
その他の検討項目について

○黒田座長 それでは次の議題に移ります。議事次第3. 「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化等のためのその他の検討項目について」でございます。この議題は質疑応答を含め、30分程度を予定しています。

では、事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 冒頭に10と記載しております資料8をお開きいただけますでしょうか。それでは、令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化等のためのその他の検討事項について、御説明させていただきたいと思えます。なお、資料9は「優先権」、資料10は「工業上利用することができる意匠」の改訂基準（案）となっております。資料7は資料8の御説明を書き起こした資料となっております。

それでは資料8の2ページ、まず本年の意匠法改正で加えられました「救済規定」の内容でございます。こちらの枠の中は新旧の条文の対照でございますけれども、改正法では、これまで意匠法では準用されておりました、特許法第43条第6項の優先権書類に関する注意喚起のための通知の規定、同第7項の通知を受けた者の書類等の提出の規定、それから第43条の2のパリ条約の例による優先権主張の規定を準用することとなりました。

3ページは、引き続き「救済規定」についての改正事項でございます。意匠法ではこれまで準用されておりました、特許法第5条第3項の指定期間経過後の期間の延長請求に関する規定が準用されることとなりました。

これらの救済規定に関する改正法の施行日につきましては、令和元年5月17日の公布の日から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。来年4月に施行されることとなりました、他の改正事項とは施行日が異なっておりますので注意が必要でございます。

5ページです。これらの改正を受けまして、審査上、留意すべき事項について意匠審査

基準上に明記してはいかがでしょうか。先ほど2ページと3ページに分けて御説明をさせていただきますましたが、救済規定に係る意匠法の改正事項のうち、優先権に関する事項について、優先権主張の効果が認められるか否かにつきましては、意匠登録出願の実体審査の判断に直接的な影響を及ぼす事項となりますので、意匠審査基準上のパリ条約による優先権の部に明記することとしてはいかがでしょうか。

具体的には、「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」という項目の中の、優先期間は6か月としております記載の下に、こちらの枠の中にお示しましたような追記を行ってはいかがでしょうか。

拝読いたしますと、「ただし、優先期間内（第一国への最初の出願日から6か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかつた場合であつて、その意匠登録出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、意匠登録出願に優先権を主張することができる」との記載案となっております。

6ページは、「パリ条約による優先権の主張の手續」の項目のところに、以下の枠内にお示しましたように、優先権書類に関する注意喚起のための通知と、通知を受けた者の書類等の提出についての記載を追加することとしてはいかがでしょうか。こちらの●でお示した期間につきましては、今後、省令等で規定がなされることと存じますので、現状では●でお示しております。

あわせて、こちらは昨年の制度改正事項となりますけれども、来年1月から適用が開始となりますデジタルアクセスサービスに関する記載も追記してはいかがでしょうか。

8ページ、3. その他の「パリ条約による優先権」に係る意匠審査基準の改訂事項についてでございます。本年の意匠法改正によりまして、新たに画像意匠が保護対象となったことに則しまして、意匠審査基準上に画像意匠の意匠登録出願である場合の優先権主張の効果の認否における意匠の同一性の判断事例を、新たに記載することとしてはいかがでしょうか。

こちらは追加させていただく事例の案でございますが、第一国出願の意匠が、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願された画像を含む意匠という設定でございまして、我が国の意匠登録出願の意匠が、画像意匠として出願された場合の意匠の同一性の判断事例でございます。このようなケースの場合、スクリーンパネルそのものには、画像が実現しようとしている用途及び機能以外に、その他の具体的な用途及び機能が想定

されませんので、図面において両意匠全体の形状等としてあらわされたものが同一であると判断される場合には、同意匠は優先権の認否において同一と判断する旨を、基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。

10 ページ、検討項目の4. 「工業上利用することができる意匠」の要件に関する意匠法改正及びユーザーニーズ等に対応した意匠審査基準改訂の方向性についてでございます。本年の意匠法改正によりまして、新たに建築物、それから画像意匠が保護対象となりましたことに対応いたしまして、意匠審査基準上の「工業上利用することができる意匠であること」との要件が記載されております箇所について、改正法に則した記載とするために、以下のように修正をしておこなうことはいかがでしょうか。

現行基準では一番下の枠の中にございますように、工業上の利用可能性要件につきまして、「工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。」と記載しております。この記載を上枠の中のように、建築物や画像につきましても、それぞれ明記することとしてはいかがでしょうか。

また、必ずしも多量に生産し得ることは必須な要件とはなっておりませんことから、「多量に」との文言の記載は削除することとしてはいかがでしょうか。具体的な修正案でございますが、「物品の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいう。建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。画像の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数作成（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。なお、いずれの意匠の場合も、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。」と記載してはいかがでしょうか。

ここの「製造」や「建築」、「作成」としておりますのは、意匠法第2条の実施規定の要綱に合わせた記載としております。

11 ページは、ユーザーニーズに対応した検討項目となっております。近年は企業のデザイン戦略におきまして、販売時の形態に工夫を凝らしたデザインがなされることが多くなってきております。

他方、現状では意匠登録の対象としておりますのは使用時の形態のみでございまして、こうした販売時の形態についても意匠登録を求める声をいただいております。前回の本ワ

ーキンググループにおきまして、販売時の態様を考慮しまして、社会通年上一体的に販売がなされ得るものであり、かつ、形態上関連性を持って一体的に創作されているものにつきましては、一の意匠と判断する方向といたしました。これに合わせまして、一の構成物からなる意匠である場合にも、使用時のみならず、販売時の形態も意匠登録の対象として取り扱うこととしてはいかがでしょうか。

そこで、意匠審査基準の「物品等自体の形状等であること」との項目の記載を、こちらの枠内にございますように、「物品等自体の形状等とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいう。審査官は、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することが機能なものについては、物品等自体の形状等として取り扱う。他方、当該形状等を維持することができないものについては、物品等自体の形状等に該当しないと判断する」と記載することとしてはいかがでしょうか。

また、あわせて下方に記載しましたように、この要件を満たすものの例と満たさないものの例を、いずれも基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。

12 ページは、現行意匠審査基準におきましては、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、「意匠を構成するものであること」との要件の一つに、「他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること」との要件を記載しまして、こちらの下枠内にございますような包装容器の事例を掲載しております。

しかしながら、近年は部分意匠制度の活用が進んでおりまして、大変戦略的な出願も多くなってきており、意匠全体に対する範囲がごくわずかなものにつきましても、多数登録が見受けられるようになってきております。そこで、一定の面積を有するものであれば、全体に対する範囲はわずかでありましても、他の意匠と対比しました上で、当該部分に新規性や創作非容易性がない場合には、これらの要件を満たしているか、否かを判断すれば足りることから、こちらの赤枠で囲みました記載は削除することといたしまして、こちらの基準の記載の1つ上の項目に、従来からございました「一定の範囲を占める部分であること」という要件を、「他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること」との記載に修正する形で統合してはいかがでしょうか。

13 ページは、図面の記載要件の緩和のために、本年4月に改訂を行った改訂意匠審査基準について、判断基準の明確性を高めるため、より多くの事例を記載するように御要望をお寄せいただいたことに対応するものでございます。こうした御要望に対応するために以下のとおり、各項目に新たな事例を追加してはいかがでしょうか。現行基準では、「物品

等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合」の項におきましては、左側の額縁の例のみを記載しております。この事例に加えまして、右側の2つの事例を追加することとしてはいかがでしょうか。

14 ページも同様の事例の追加を行っております。現行基準の「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合の項目におきまして、現状の左側の事例に加えて、右側にお示した事例を追加することとしてはいかがでしょうか。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○堀越委員 堀越です。

全般にわたることなのですが、「工業上利用できる」という表現が随所に出てくるんですけれども、今回の改正は店舗の内装でしたり、結構サービス業に寄った話が多いわけです。今、「工業」というのは大体「産業」と言いかえられていますので、「産業上利用できる」と言いかえたほうがいいんじゃないかと、個人的に思っているのですが。今、「工業所有権」と言わずに「産業財産権」と言っているわけですから、かなり根本的な話かもしれないですが、そんな意見を持っております。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。こちらの基準上にもともと「工業上」という文言が入っておりましたのは、意匠法の条文上の文言に則したものでして、意匠法がもともとは物品の形態を保護することが原点であることに対応するもので、意匠が一品製作ではなく複数生産されることで、初めて産業の発達に寄与するものとなり、意匠法上の意匠として保護の対象となり得ることとの関係で、「工業上」と記載されている次第かと思えます。

物品以外の意匠も保護することとなったこともあり、先生の御指摘はごもっともでして、ただ、複数生産等がなされ得る意匠を保護することで産業が発達するという背景となる考え方がございまして、意匠法の本来の目的にも「産業の発達」が入っておりますので、先生がおっしゃるところと、意匠法が目指しているものは変わりないところでございますことを御理解いただければと思います。

○堀越委員 はい。でも、時流に合っていないかなという気がしております。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

お願いします。

○青木委員 私、あまり直接出願はしないのでよくわかっていないのですが、11 スライド目の左下のあたりに圧縮タオルの例があったと思うんですけども、広げた状態の表面図は出願時に必要なものなんですかね。

○下村意匠審査基準室長 このような物品の全てに広げた状態の図が必要ということではございません。ただ、この圧縮タオルの例ですと、特徴的な模様がありますが、タオルの全部が斜視図や正面図であらわれているわけではありませんので、ここの部分が物品全体における、どのような位置、大きさ、範囲にあるのかというところが、この例ですとわかりませんので、広げた状態の表面図があったほうがよいということになると考えております。

ただ、圧縮タオルの圧縮のされ方がこういったものではなくて、クシュクシュと全く柄や模様がないものが一つの圧縮タオルになっていて、しかも、大体の大きさが、例えばこれは「フェイスタオルである」などと書いてあって、わかるときには必ずしもこういった広げた状態の表面図は必要ないと考えております。

○青木委員 すみません、ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○神田委員 今のところについて質問です。リンゴの形態に圧縮された、タオルの販売状態を保護ということで、今回、審査基準案の事例に入ってきているものだと思います。この場合、権利範囲としては販売時の圧縮された状態の形態を保護しているので、今、下村さんから御説明いただいた、使用状態、広げた状態においてどの位置にリンゴがあるかなどの表面図は、参考図であるため、権利範囲とは関係ないのかなと思っています。販売時の形態、すなわち圧縮した状態がこの状態であれば、使用状態、広げた状態の図において、リンゴが隅のほうにいても権利範囲内の中に入ると認識していましたが、私の理解は違うということでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 こちらの意匠に係る物品はタオルとしておりまして、タオルの一部分を部分意匠のように出願した形になっている事例としてつくっておりますので、そ

のような説明をさせていただきましたが、このような部分意匠でありましても、その部分の位置、大きさ、範囲がわかるようなケースであれば特に広げた状態等を表した図は必要ないと思っています。これは模様が真ん中であって、ちょっと特殊なタオルの事例ですので、広げた状態があったほうが、請求されているものの物品が、実際どのようなものなのかというところの理解が助けられると思って記載した次第でございます。

○神田委員 確かに、この意匠にかかる物品名がタオルということなので、販売時のリングの形状に圧縮された状態のものがタオルかどうか、というのをわかるように説明をしないといけないとは思ってはいますが、その説明手法としては、広げた状態がタオルであるとか、長方形になるなど文章に書かれていれば、それで足りるとは思っているのですが、如何でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、そういった説明があれば問題ないと思います。

○神田委員 ありがとうございます。

○青木委員 念のため確認ですが、今、先生から御指摘のあった箇所と同じなのですが、例えば広げた状態のこのタオルを売っている行為というのは侵害になるんですかね。

○下村意匠審査基準室長 このような開示で権利化をされますと動的意匠のようにとらえますので、登録された意匠の内容に、閉じた状態と広げた状態の両方の形態が入っていますので、片方だけ似ていても、もしかすると圧縮した状態のほうにも特徴がありますので、非類似と判断されることもあり得ると思います。

○青木委員 先ほどの参考図というお話がありましたが、動的意匠の場合は、そういうのは参考図というんでしたっけ。ごめんなさい、私、あまり詳しくなくて申しわけないですが。

○下村意匠審査基準室長 この圧縮タオルにもいろいろな出願方法があると思っていました、こちらの事例ではタオルに特殊な模様があって、それを残したまま圧縮したケースとして、広げた状態と圧縮した状態の両方を参考図ではなく必要図として含んだ出願の事例にしておりますが、例えば模様等が特にならない、タオルをギュッと単に圧縮して、何かの形になっているだけということであれば、その物の使われ方や、どういったタオルなのかというところに特段の疑問も生じませんので、固まった状態だけを出すことも可能であると考えております。このケースは広げた状態と圧縮した状態の両方を意匠登録を受けようとするものとして開示しておりますので、片方だけ類似しても、もしかすると全体としては非類似になるケースもあり得るかと思えます。

○青木委員 なるほど。こだわるようで恐縮ですが、そうしますとおっしゃった2つ目の、タオル自体にはあまり特徴がなくて売る際の形状等に特徴があると。それがうまく固まっ
ていてきれいですねと。その場合の出願でも、恐らく説明書きもここと変わらないような
気がするのですが、どうやってその2つを見分けるのかなというのがちょっと気になって。

○下村意匠審査基準室長 例えば真っ白なタオルで、圧縮したところにしか特徴がないよ
うなケースですと、圧縮した状態だけを重視して比較し、類否判断ができてしまう場合も
あると思いますが、こちらのタオルのように、圧縮した状態と広げた状態の両方に特徴が
あるケースも——これは特徴があると仮定してございますけれども、そういう場合もある
と思いますので、そのような場合は片割れが似ていても、もう片割れが非類似というケー
スでは——例えば、リングが10カ所ぐらいある地模様となっているタオルと、真ん中に1
つ大きな模様があるものとは、タオルとして見ると全然類似していないというケースで
は、圧縮した状態だけが似ていても、タオルに大きな特徴があるとなると非類似になっ
てくるということもあると思います。

こちらは、おもちゃが変身して、ロボットから車になるもので、車になった状態に特徴
があるケースで、一方がロボットの状態だけしか出願書類に開示されておらず、もう一方
が車になった状態も開示されたものである場合、両者が非類似になってくるケースがある
のと同じと考えております。

○青木委員 というのは、カテゴリーからわかるものではなくて、図面を見て各自で考え
る必要があるという話になるわけですね。

○下村意匠審査基準室長 出願された方がどのような要素まで含んで権利化をされようと
しているかということも考慮しなければなりません。意匠登録を受けようとする意匠と
して広げた状態も開示されていれば、それも含んだご出願として見なくてははいけませんの
で、広げた状態と圧縮した状態の両方の態様を含んだ意匠として認定していくというふう
になると思います。圧縮した状態しか開示がなされていないものであれば、圧縮した状態
のみ比較すればいいと思います。なお、圧縮した状態で意匠の開示要件を満たしているか
どうかについては、その物品の使用目的や使用方法が明確であるかどうかですとか、部分
意匠として見る場合には、開示されている部分の位置、大きさ、範囲等の認定にも支障が
ないかどうかについても検討が必要で、特にそうした問題が無いときには、圧縮した状態
だけを開示してご出願いただくことは可能かと思えます。

○青木委員 逆に第三者から見た場合、開示された意匠を見て、これは販売時の形態だけじゃなくて、実際のタオルの形態も権利範囲に入っているなど。あるいは、例えば図面がなければ入っていないというやつになるのだと思うのですが、あったとしても、例えば特徴がないということであれば、恐らくこちらでは権利がないな。裏を返せば、使っても大丈夫だなという判断をせよという御趣旨ですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。どの部分に特徴があるかについては、先行意匠との関係で決まってくると思います。図面に開示されたものを見て、先行意匠との比較で、例えばこのタオルを開いた状態であるリングが真ん中に描かれたものは、もしかすると特徴がないかもしれませんし、特徴と言い得るのかもしれませんが。どちらにしても、この事例では、図面を見て両方の態様を含んだ意匠であるということは御認定いただけると思いますので、それを前提として、先行意匠との関係で特徴を見きわめていくということになるかと思います。

○青木委員 何かを見れば販売時ですねというのがわかるわけではないということですかね。販売時だけの権利だなとか、そういうのは何か書いてあるわけではないわけですね。

○下村意匠審査基準室長 書いているわけではないです。例えばこのタオルの事例で、開いた状態が開示されていなければ販売時の態様だけが意匠登録を受けようとする意匠であるということもあるかと思います。

○青木委員 そうですね、図面でそういう区別が、カテゴリーからわかるケースもあるけれども、そうでないケースというか、自分で判断せざるを得ないケースもあるということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○青木委員 わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○林委員 12 ページのところで、赤枠内の記載は削除ということを御提案いただいているのですが、前後の記載ぶりをちゃんと確認できていないのですが、ここは「他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位がしっかり表されていなければならない」というところだと思うので、今回削除を御提案いただいているところの必要な部分は残していただいたほうがわかりやすいのかなと思うのですが。

○下村意匠審査基準室長 そこについては残しておりまして、前の項目に一部記載を包含して統合した形になっております。資料10の基準(案)の8ページのところです。

○林委員 大丈夫ですね。すみません。ありがとうございます。

あともう一つよろしいですか。

○黒田座長 どうぞ。

○林委員 優先権のところの御提案をいただいていたので、改めて優先権に関する審査基準を拝見していて、ちょっと気になる記述があったんですけども。審査基準の8ページの「一出願に含まれる意匠数について」の2行目に、一出願に含まれる例として「例えば以下の例のように」ということで4つ挙がっています。(1)と(2)に関しては、一出願に含まれる例ということですね。読みますのですが、(3)と(4)では認められない例が認められる例と並列で書かれているので、何となく読みづらいなという気がしました。

それから、(4)の複数優先の件ですが、こちらで同一と認められない例としてご提示いただいている例は全くそのとおりだと思うのですが、認められる例もあるんじゃないかなと思っています。例えば、とある国では開閉する物品について、閉じた状態のものと開いた状態についてそれぞれ出願する必要があったとしても、日本では閉じた状態、開いた状態を一つの出願に記載できるんじゃないかと思うんですね。時間がなくて細かいお話を大変申しわけないのですし直ちに修正いただきたいということではないのですが、どこかで御見解を聞かせていただければと思います。すみません。

○下村意匠審査基準室長 複数の出願に基づく一以上があり得るのではないかとということですね。わかりました。では、そこは引き続き検討課題とさせていただいて、パブリックコメントを取りました後にも、一度また御審議いただく機会があると思いますので、そういった事例を取り込むことができないか、事務局でも検討させていただきたいと思います。

○林委員 お願いします。

○下村意匠審査基準室長 それから今、複数並立して記載されているという問題点を御指摘いただきましたが、9ページの(1)から(4)まで列挙しておりますが、これはいい場合と悪い場合とで分けて記載したほうがわかりやすいという御指摘でしょうか。

○林委員 はい、その方が分かりやすいかなと思いました。

○下村意匠審査基準室長 はい、わかりました。

○林委員 今回の審査基準の改訂と法改正によって、海外からも今まで登録にならなかったものがどんどん出願されてくるのかなという期待もありまして、そうしますと優先権の

ところが重要になってくると思いますので、審査基準の書きぶり等についてはぜひ引き続き御検討をいただければと思います。お願いします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、優先権及び工業上利用することができる意匠に係る意匠審査基準につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料8において整理した方向性に沿って検討を進めていくことにいたします。事務局におかれましては、いただいた御意見を踏まえた資料の修正をお願いいたします。

複数意匠一括出願について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第4.「複数意匠一括出願について」でございます。この議題は審議事項ではなく報告事項となります。

では、事務局から説明をお願いします。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室の久保田です。

お手元の資料11、「複数意匠一括出願」をお開きください。現時点で御説明できる内容のみとはなりますが、こちらを用いて、複数意匠一括出願について御説明いたします。

1 ページで、まず、意匠制度小委員会における複数意匠一括出願についての提言内容をおさらいさせていただきます。同委員会の報告書において、「我が国においても一の願書による複数の意匠についての意匠登録出願を認めることとすべきである」と提言されております。

一方で、そのような場合でも「一つの意匠ごとに一つの意匠権を発生させるという原則は維持することとし、実体審査や意匠登録についても意匠ごとに行うこと」と記載されております。

また、「一括出願に含むことのできる意匠の数については、諸外国やジュネーブ改正協定との調和や運用上の便宜を踏まえて、上限を設けることとし、一括出願できる意匠の範囲につきましては、実体審査や意匠登録を意匠ごとに行うのであれば、ロカルノ分類の同一クラスの範囲や類似する意匠の範囲といった制限を設けずに、あらゆる意匠を含めることが適当である」と提言されております。

2 ページで制度の概要について、フロー図を用いて御説明いたします。意匠制度小委員

会の提言に従いまして、複数意匠一括出願に含まれる意匠の数につきましては100を上
限とし、含まれる意匠の範囲につきましては、特に制限を設けないことといたし
ます。

出願手数料につきましては、出願に含まれる意匠数×1万6000円とする方向で考えて
おります。

また、複数意匠一括出願におきましても、一意匠の出願と同様に優先権主張や新規性喪
失の例外適用申請等の手続は可能です。ここに記載されている手続は例示で挙げているも
のです、これのみが許容されるという意味ではございません。

特許庁が複数意匠一括出願を受け付けますと、出願人に出願番号を通知します。このと
きの番号は30万番台を付与することを予定しております。

その後、方式審査に移行しますが、ここでは従来と同様の形式チェック、手数料のチェ
ックを行います。意匠数分の出願手数料が不足している場合には補正指令がなされまして、
手数料の補正がない場合には、その出願を却下することとなります。

また、優先権主張や新規性喪失の例外適用申請を行う場合は、証明書が提出されるまで
は方式完の扱いにはなりません。

方式審査を無事に通過しましたら、意匠ごとに実体審査や意匠登録を行えるように、意
匠ごとに意匠登録出願されたものとして扱いまして、それぞれ新たな出願番号を通知しま
す。このときの番号帯は一意匠ごとの出願と同様の番号帯となります。

また、その際、当初の複数意匠一括出願は取り下げられたものとみなします。したが
いまして、その後の名義変更等の各種手続につきましては意匠ごとに行うこととなります。

実体審査は通常の出願と同様に、意匠ごとの物品、分野による審査スケジュールで実施
し、意匠ごとの意匠登録出願の単位で通知や査定を行います。

意匠権の設定登録、登録証の発行、意匠公報の発行も意匠ごととなります。

なお、我が国への出願を第一国出願とする場合の優先権証明書の発行についてですが、
複数意匠一括出願、意匠ごとの意匠登録出願のいずれについてもこの手続は可能です。ま
た、1月1日から利用が可能になりますDAS（優先権書類の電子的交換）につきま
しても、利用が可能となっております。

3ページで、最後に願書様式のイメージについて御紹介いたします。書類名は「複数意
匠一括願」とすることを考えています。

その下には、ご覧の書誌事項を記載します。これは含まれる各意匠に共通する書誌事項

になります。

その下に、図面も含めた各意匠の情報を意匠ごとに記載します。この資料の図は説明用に簡略化しておりますが、実際には当然、意匠が具体的になるよう、図を記載していただく必要がございます。

私からの説明は以上になります。

○黒田座長 ありがとうございます。

この後、まだ審議事項等も控えていますので、ただいまの事務局からの説明内容について、どうしてもこの場で御質問されたいことがございましたらお伺いいたしますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○小山委員 確認ですけれども、これは審議事項でないことは重々わかっているのですが、こういったフォーマットなどがもう少し具体的に変わった場合には、こういった形でユーザーなり、あるいはこういった審議会ですべてをオープンしていただくのか、どんなような段取りになっているのでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 御質問いただきありがとうございます。こちらの詳細につきましては省令で規定することになっております。これは意匠法7条の規定に関する制度ですが、その7条の施行日が、公布の日から2年を超えない範囲となっておりますので、その施行日より前に、省令のパブコメをすることになると思います。その時期については未定です。

複数意匠一括出願の詳細については、審査基準ワーキングや小委等で審議する事項ではないと認識しておりますが、もし、御意見等があれば、直接意匠制度企画室に御連絡いただければ、適宜その際にお出しできる情報等について御説明させていただこうと考えております。

○小山委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

○黒田座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。議事次第5.「意匠審査基準ワ

ーキンググループ報告書の取りまとめ」でございます。この議題は質疑応答を含め、35分を予定しております。

では、事務局からお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料12をお開きいただけますでしょうか。こちらは別紙と本紙と分かれておりまして、別紙のほうは改訂基準案を全て統合したものとなっております、この報告書に添付することを予定しております。こちらの報告書案につきましては、本日を含めました、ここ4回の意匠審査基準ワーキンググループの御検討の結果をおまとめした資料となっております。

1ページ目には、まず目次がございますが、そこを飛ばしていただいて2ページに、今回の基準改訂の検討の背景を記載しております。こちらの内容は、第15回のワーキンググループで御提示をさせていただきましたものと同様の内容となっております。概要を申し上げますと、令和元年5月に意匠法の抜本的な改正が行われまして、主にこちらの8項目の改正がなされましたこと、また、これらの改正項目のうち、2ページの下方から3ページにかけて記載をいたしました審査運用の検討、整備を行う事項が、以下の各項目についてございますこと、これらを改正法の施行日に間に合いますように、検討を行う必要がございましたことを記載しております。

加えまして3ページの下方から、今回の改訂事項が多岐にわたりまして、意匠審査基準における多くの章において記載内容の変更を行いますことから、この機会に、よりわかりやすく簡潔な記載をすること、また、特許権や実用新案件、意匠権とを組み合わせ御出願されるユーザーの皆様にとっても参照しやすいものとするために、特許・実用新案の審査基準と同様の構成とすることとの目標も掲げました背景につきましても記載しているところでございます。

4ページには、検討の経緯を記載しております。検討の経緯の最後のところには、次のパブリックコメントの後の回の日程につきましても、追って追記をさせていただく予定でございます。

5ページには、委員の先生方の名簿を添付させていただいております。

6ページからは、これまで御審議をいただきました、具体的な改正項目についての各論点と対応の方向性を記載したものとなっております。こちらには本日の御審議の内容と、パブリックコメントでこれからいただきます御意見に則して、また修正が必要になりました場合は、対応する修正を加えた上でセットとさせていただきたいと思っております。つきまし

ではパブリックコメント終了後に、また次回のワーキンググループで修正点につきましては、皆様にお諮りさせていただきたいと思っております。

それでは、一番最後の 99 ページにお進みいただけますでしょうか。こちらには、これまでに御検討いただきました改訂意匠審査基準案を別紙という形で添付することを予定しております。現状の案は資料 12-2 として別紙にしておりますけれども、こちらは先ほど皆様から御指摘をいただいた各修正事項等がございますので、修正を行いました上で添付したいと考えております。

以上が、報告書案の内容でございます。こちらの報告書は、本ワーキンググループにおけます検討の結果として、産業構造審議会意匠制度小委員会に御報告することとしてはいかがかと考えております。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○小山委員 1点確認ですが、今回の報告書のタイトルが「意匠法改正対応と審査基準の明確化のための審査基準の改訂」ということで、全面改訂するというお話を伺っています。非常にわかりやすい審査基準ができたかなと思うのですが、法改正部分につきましては、この審議のたびに見せていただいて、添付でもいただいているのですが、審査基準を見させていただく上で、まだできていない部分があるのですが、それはパブコメのタイミングで全部が網羅されるような認識でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 今回、報告書に添付させていただきますものは、ワーキンググループの中で御審議をいただいたもののみと考えております。他方、審議を行わなかった部分につきましても順序の書きかえ等はいたしますので、全ての基準案をパブリックコメントには付させていただくことを考えております。

パブリックコメント終了後の1月に予定されております基準ワーキンググループにおきましては、全ての改訂案について、いただいたコメントを踏まえた最終的なものを、皆様に御審議していただきたいと考えております。

○小山委員 ありがとうございます。期待していますので。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○柏瀬委員 報告書、あるいは審査基準ですが、前回のワーキングのときをお願いした、意匠法上の建築物が一般で言う建築物と違うのだということを、都度都度説明してくださいというお話をさせていただきましたが、ちょっと見当たらないのですが、どこに書いていただいているのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 こちらの報告書の8ページの下から、「建築物の意匠」と判断するもの」として枠囲いで記載しておりますけれども、この中に「人工構造物であること。土木構造物を含む。」と記載しております。そことの関係で、次の9ページの下に※で、先生から御指摘いただきました「こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである」という記載を加えさせていただいております。

○柏瀬委員 そうしますと基準案のほうには、どこに記載されることになりますか。

○下村意匠審査基準室長 基準案は資料12の別紙の133ページから定義のところがございますが、資料2にも同様に、基準の項番で申し上げますと6.1.1.1になりますが、こちらに「土地の定着物であること」から、「人工構造物であること。土木構造物を含む。」と記載をしております。構造物のところ土木構造物を含めますのは、「建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し」という記載と、下に※とともに、「こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである」という形で記載をさせていただきました。

○柏瀬委員 はい、確認いたしました。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

○青木委員 もう既に一度審議された内容ですので、報告書自体というよりは、恐らくパブコメもこれから取られるということで、一応気になった箇所だけ少しお伺いしたいのですが、報告書で言いますと56ページの関連意匠の一部の話になってきます。

まずちょっと確認ですが、関連意匠の中でも新規性喪失の例外を使うよという話がある中で、56ページの③の最後の段落の「なお」のところ、4条との関係が書かれている箇所があると思います。この趣旨ですが、例えばある意匠を公知にして、それから1年以

内に4条を使って新規性喪失の例外の適用を受けた類似の意匠の出願をしたと。それが通った後、例えば8年後などにそれに類似する、つまり一回公知にしてしまった意匠をもう一回出願してみることもできると思うのですが、仮にこの文言どおりにいけばですが、そのような理解で合っていますかね。

○下村意匠審査基準室長 はい、御理解のとおりです。

○青木委員 ということは極論ですけれども、 α という意匠を公知にした後、類似する β を4条で登録しておいて、8年後ぐらいにもう一回 α を出願して登録を受けられることになるわけですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、それは β という権利を取られたことが前提にあるからと理解しております。

○青木委員 一方で、 α という意匠を取れるのは、公知にしてから1年間ですよということが、ある種、4条の趣旨として読み込めるのだとすると、今おっしゃったことは、そこと少しバッティングするのかなという気がしまして。これはどちらのパターンもあり得ると思います。審査基準のほうでは、書かれていましたっけ。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○青木委員 どちらの立場もあり得るかなと思うのですが、こういうことも起こり得るというのは、この文章からだ、もしかするとパブリックコメント等でご覧になった方々が、お気づきにならないかもしれない。一応、ここで発言させておいていただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 報告書の資料12の別紙の210ページの3.7.2の(3)のところでございます。

○青木委員 確かに「新規性喪失の例外の規定が」と書いてありました、失礼致しました。

ニュアンスとして、先ほどあったようなことも含み得るのだというお話だったので、それは多分、是非があると思いますので、そのあたりはもしかすると意見が出てくるのかなという気もしていました。

○下村意匠審査基準室長 わかりました。こちらの整理としましては、このような形で基準案を本ワーキンググループでお諮りさせていただきましたが、この基準案自体は全体的に皆様の御意見を広くいただくパブリックコメントに付させていただきます。またその後、いただいたご意見等をふまえて、要すれば御審議いただければと思います。

○黒田座長 ありがとうございました。

ほかは何かございますか。

○神田委員 既に審議が終わっていますので、ここでまた再三のお願いになってしまいますが、画像の意匠にしても、建築物の意匠にしても、用途・機能の範囲が今回大きく設定され、物品に比べるとクリアランス調査の検索範囲が広がってしまうような気がします。現在、意匠分類についてご検討いただき、一度、ご説明頂いているのですが、ユーザーが使い勝手の良い意匠分類およびコードにさせていただきたくお願い致します。

また、現在、グラフィカル イメージ パークなど、画像の検索システムを提供していただいているのですが、こちらについても、随時更新、アップデートして頂けたらと思っております。法改正の検討の際にクリアランスの問題が結構懸念事項に挙がっていたと思いますので、この点も改善・検討をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○綿貫意匠審査機械化企画調整室長 そのように検討させていただきたいと思います。

○神田委員 お願いします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何かございますでしょうか。

お願いします。

○柏瀬委員 建築物と内装でございますが、今回初めてこういったことが保護をされることになりまして、建築関係の人間で、産業財産権になじみのない方が意匠出願をするようになるということもございます、心配するのはやはり審査でございます。意匠法の審査の手順なども、説明会のときに御説明いただければと思います。審査基準を見れば書いてあるわけですが、全く知らない人間ですと、主観だけで見るのかという誤解も生じるかと思っておりますので、その手法等も御説明いただければ安心して出願できるのかなと思っておりますので、その点、よろしく願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。これから説明会のテキストや手引等を作成してまいりますので、御指摘に従って、そういった項目も入れてまいります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何かございますでしょうか。

お願いします。

○小山委員 これも先ほどの続きになって、審議事項ではなくて申しわけないのですが、複数意匠一括出願の件です。今まで2回のパブコメの際に各団体等から要望が出されてい

る料金施策についてです。平成10年改正前の類似意匠は約1万件の出願があり、全出願件数に占めるパーセンテージは約25%以上ありました。ところが改正後に導入された関連意匠はユーザーから敬遠されて全出願件数に占めるパーセンテージは約10%台となり、2018年は約13.6%、約4000件に減少しております。

その一つの要因として、料金施策がなかったということがあろうかと思えます。例えば中国においては、関連意匠が10個の意匠まで官庁料金1件分でいいとか、欧州共同体意匠では3件の意匠を出願する場合には2件分の官庁料金でいいとか、10件目以降だとさらに安くなるといった、デザイナー、あるいはユーザーがたくさん意匠出願を出そうというところに対して、制度だけではなくて、料金の面でもいろいろとバックアップしていただいているかと思えます。

先ほどのご説明では複数意匠一括出願はこういう審議の場が無くパブコメだけということと、ですが、本改正は来年4月1日からでは無く公布から2年以内に施行ということですので、まだまだ時間がありますので是非とも料金施策に関しても御検討いただきたいと思えます。本ワーキングの審議事項ではございませんが意見を述べさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思えます。

○久保田意匠制度企画室長 御意見として賜りました。

○黒田座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、御意見もございましたが、方向性への反対はございませんでしたので、報告書案につきましてはいただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料12において整理した方向性に沿って進めていくことにいたします。

今後の予定

○黒田座長 それでは最後に事務局から、今後のことについてお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 これまで御議論をいただきまして、ありがとうございます。改訂意匠審査基準案につきましては、本日いただきました御意見についての修正をさせていただきます。そうしまして準備が整い次第、パブリックコメントに付させていただきます。と思っております。

本日いただいたご意見をふまえた修正事項の内容の御確認に関しましては、座長に御一

任させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

— 反対のご意見なし —

有り難うございます。では、このパブリックコメントにおいて提出された御意見に照らしまして、来年、令和2年1月22日に予定されております次回のワーキンググループにおいて、引き続き検討させていただければと思います。

○黒田座長 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第18回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会